



法人こおりやま

2018. 6

第480号



題名/里に朝がくる(40号) 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

300タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●

パスワード

●●●●

ログイン

ID・パスワードは

会員ID: 1101

パスワード: 1005

お問い合わせは郡山法人会事務局まで TEL:024-933-7777

目次

税務署ニュース

平成30年度 国家公務員

「税務職員採用試験」

(高校卒業程度)のお知らせ

2

税のミニ通信

無予告の税務調査について

3

平成30年度税制改正

事業承継税制は

どう変わったのか?

4

自律神経を整える

～心が軽くなる食生活～

6

トピックス

8

税務署ニュース

平成30年度 国家公務員 「税務職員採用試験」(高校卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

- 受験資格
 - 1 平成30年4月1日において高校卒業後3年を経過していない者及び平成31年3月までに高校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者
- 受験申込受付期間
平成30年6月18日（月）から6月27日（水）まで
- 受験申込方法
受験申込みはインターネット申込みとする。
国家公務員試験採用情報NAVI（<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>）
- 第1次試験日
平成30年9月2日（日）
- 試験に関する問合せ先
仙台国税局人事第二課試験研修係 022-263-1111 内線3236
人事院東北事務局 022-221-2022

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

電子申告で効率UP!

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

イータックス

検索

税のミニ通信

無予告の税務調査について

いつものように会社に出社し、業務の準備をしているとき、スーツを着た人が、「〇〇税務署の者です。調査をさせていただきたいのですが。」と言って、招かれざるお客様の突然の訪問を受けることがあります。

何の前触れも連絡もない税務調査となるので、これを「無予告調査」と呼んでいます。

国税通則法の改正前は、明確な決まりがなく、「現金商売をしているから」といった理由で行われることも少なくありませんでした。



東北税理士会郡山支部
税理士 八矢 大作

現在は、税務調査が行われる場合、税務署は、納税者か税理士に原則的には「事前通知」を行わなければならないが、「無予告調査」が行われるケースは、下記の要件に該当する場合のみとされています。

「税務署長が、納税義務者の申告及び過去の調査結果の内容、営む事業内容に関する国税が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準、税額の把握を困難にするおそれと、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合」(国税通則法第74条の10)

具体的には、調査ができないように納税者が逃亡したり、事前通知の連絡応答を拒否したり、帳簿書類を破棄、改ざん、変造したりするなどの行為が合理的に推認できる場合のみにおいて、「無予告調査」を実施してもよいことになっているのです。

従って、「現金取引を行っているから」、「過去に不正計算があったから」、「同業者に不正計算が多いから」といった理由だけをもって「無予告調査」が行われるとすれば、それは明らかに適切な調査とはいえません。

実際に「無予告調査」に出くわしたならば、

①「どうして無予告で調査をする必要があるのか」ではなく、「この調査は法律などの要件にちゃんと当てはまっていますか。当てはまっているとすればどの部分ですか。」と調査官に聞いてください。

(事前通知を行わない調査の理由の説明については、法令、判例上は税務職員が質問検査権を行使する上で納税者に対し原則行わなくてもよいことになっておりますので。)

②顧問税理士に連絡をし、税理士が来るまで調査官を社内や店舗に入れず外で待ってもらってください。税理士は到着後、①と同じ質問をします。さらに調査の理由の説明についてもしつこく要求します。

(違法性が明らかになれば帰ってもらいます。)

③最終的には、当日の業務多忙を理由として、税理士と一緒に調査官と交渉し、別途調査日を設定してもらいます。

納税者には、税務調査を受けなければならない受忍義務というものがあり、回避することはできません。せめて心の準備だけは必要でしょうから先延ばししてもらうことが重要かと思えます。

平成30年度税制改正

税理士 生沼寛隆

事業承継税制はどう変わったのか？

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中、後継者が未定となっている中小企業の割合も年々高まり、今や日本企業全体の3分の1に達していると言われて

います。

一方で、税制面での事業承継支援策である事業承継税制は、過去の改正で要件が緩和されてきたものの依然としてハードルが高く、適用を受ける企業は限られていました。

そこで、より一層制度の利用が進むように、10年間で事業承継税制が大幅に拡充されることになりました。

改正のポイントとしては、

- ① 雇用確保要件の弾力化
- ② 最大3名までの後継者に対する贈与・相続も対象
- ③ 経営環境の変化に対応した減免制度の創設
- ④ 納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大、があります。
- ⑤ 1. 税制のカバー率が100%へ

従来は、納税猶予が適用される割合は「発行済議決権株式総数の3分の2」×「80%」＝約53%にしか過ぎず、残り47%部分については納税が必要となり、税負担が大きくなってしまいうというデメリットがありました。

一方で拡充後は、株式数の上限が撤廃され（3分の2↓3分の3）、猶予割合も100%に拡大されたことで、事業承継に係る贈与税・相続税の負担をゼロにすることが可能となります。

2. 雇用確保要件の弾力化

従来は、事業承継後5年間の平均で、雇用の80%を維持することが求められていました。そのため、仮に80%を維持できなかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要がありました。

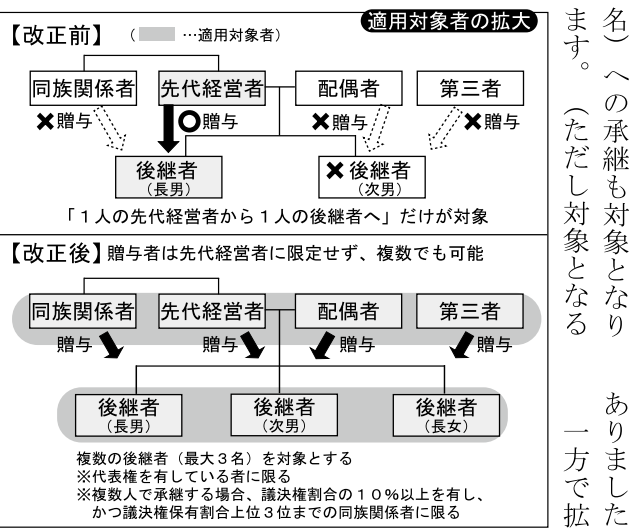
一方で拡充後は、雇用の80%維持ができなかった場合でも、維持できなかった理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見の記載が必要）を都道府県に提出することで、納税猶予を継続させることができます。

中小企業にとって雇用の確保は困難な問題である場合が多いため、制度の適用を判断する際の重荷が一つなくなることで、制度の利用がしやすくなります。

なお、雇用維持ができた

3. 適用対象者の拡大

従来は、1人の先代経営者から1人の後継者への贈与・相続のみ対象となっていました。



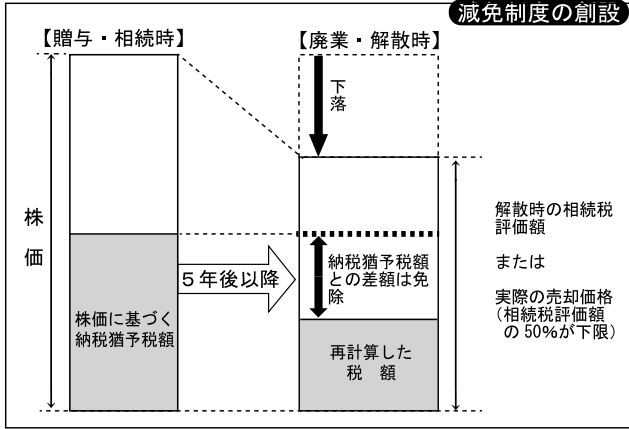
一方で拡充後は、贈与者は先代経営者に限定されず、また複数の後継者（最大3名）への承継も対象となります。

一定の理由(※)が生じていれば、5年後以降に自主廃業や株式の売却等を行うときは、廃業・売却時の評価を基に納税額を再計算できることとなります。

4. 経営環境の変化に対応した減免制度の創設

従来は、後継者が自主廃業や売却を行う際は、たとえ経営環境の変化により株価が下落していた場合でも、承継時の株価を基に贈与税・相続税を納税する必要がありました。

その結果、



当初の納税猶予税額と再計算に基づく税額との差額が免除されることとなります。「予測できない状況の変化により株の価値が下落することもあるのに、納税だけは当初のまま納付しなければいけない」ということは後継者にとっては大きな不安材料でした。それが今回の改正により、その不安が軽減されるため、制度を利用しやすくなります。(左図参照)

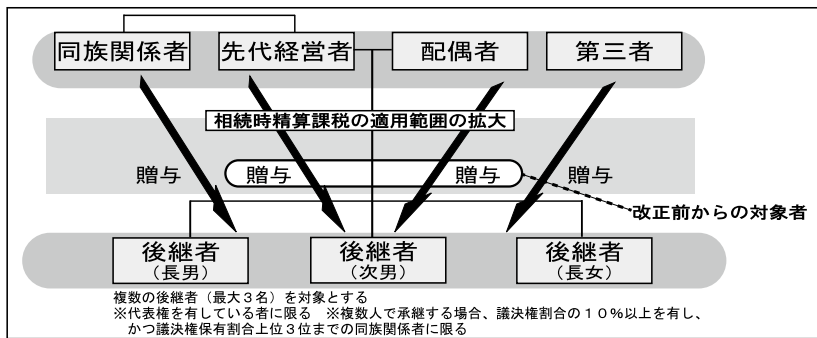
※「事業の継続が困難な一定の理由」の例

5. 納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大

- 直前3年間のうち2年以上が赤字
- 直前3年間のうち2年以上、売上が前年と比較して減少等

従来は、相続時精算課税制度は贈与者の子や孫のみが対象となっていました。このため後継者が贈与者の子や孫であれば、納税猶予が取り消されても相続時精算課税制度の適用を受けることができましたが、後継者が贈与者の子や孫でない場合は相続時精算課税制度を適用できないため、将来納税猶予が取り消されたときの税負担リスクがありました。

一方で拡充後は、事業承継税制の適用を受ける場合は、後継者が贈与者の子や孫でない場合にも、贈与者が60歳以上であれば相続時精算課



税制度の適用が可能となります。これにより、親族以外の者を後継者とする場合のリスク回避が可能になります。

6. 特例を適用するための計画の提出が必要

今回の制度拡充の適用を

- 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例承継計画」を作成し、都道府県へ提出すること
- 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与・相続（遺贈を含む）により自社の株式を取得すること。

なお「特例承継計画」とは、会社の概要や後継者が経営計画等を記載する書面で、認定経営革新等支援機関の所見を添付する必要があります。

また、平成29年12月31日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特例の認定を受ける（あるいは通常の認定から特例の認定へ切替えを行う）ことはできません。

最後に、拡充後の納税猶予を受けるための手続の流れは、以下のようになっています。(下図)

【贈与税の納税猶予の場合】					
特例承継計画の策定 平成35年3月31日まで提出可能	贈与の実行	認定申請 贈与の翌年1月15日までに申請 ・特例承継計画を添付	贈与税申告 贈与の翌年3月15日までに申告 ・認定書の写しを添付	申告期限後5年間 年1回、都道府県へ報告書を提出 ・年1回、税務署へ継続届出書を提出	5年経過後実績報告 雇用が5年平均80%を下回った場合は、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認
6年目以降 3年に1回、税務署へ継続届出書を提出					
【相続税の納税猶予の場合】					
特例承継計画の策定 平成35年3月31日まで提出可能	相続の実行	認定申請 相続開始後8ヶ月以内に申請 ・特例承継計画を添付	相続税申告 相続開始後10ヶ月以内に申告 ・認定書の写しを添付	申告期限後5年間 年1回、都道府県へ報告書を提出 ・年1回、税務署へ継続届出書を提出	5年経過後実績報告 雇用が5年平均80%を下回った場合は、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認
6年目以降 3年に1回、税務署へ継続届出書を提出					

部分がかなり軽減されています。そのため今後事業承継を考える場合には、この特例制度の適用の有無について一度は検討すべきです。今回の特例制度を上手く活用して、事業承継を成功させましょう。

経営者に多い
疾病と対策

自律神経を整える —心が軽くなる食生活—

自律神経は、あなたの健康を守る大切な機能です

未来事業(株)
管理栄養士
吉岡 美保

頭痛、めまい、耳鳴り、
息苦しさ、動悸、手足のし
びれ、食欲不振、便秘・下
痢、不眠、慢性的な疲労感、
やる気がなくなる、などの
原因不明の症状に悩まされ
ていませんか？

病院の検査ではわからない
ことが多く、異常なし、
原因不明と言われてしまう
これらの症状は、自律神経
の乱れが原因です。
では、そもそも自律神経
とは何なのでしょう？
自律神経は、体の様々な
器官をコントロールしてい
る神経です。

昼に動けるようにする交
感神経と、夜に休めるよう
にする副交感神経がありま
す。
交感神経と副交感神経が
それぞれ交互にバランス良

く働くことによって、体の
様々な器官の働きが保たれ
るのです。

自律神経を乱す
4つのストレスとは

自律神経が乱れる原因の
多くは、ストレスによるも
のです。

・精神的ストレス、・構
造的ストレス、・化学的ス
トレス、・温度と湿度のス
トレス、の4つストレスが
あり、これらを溜め込みす
ぎると、体に不快な症状が
でてきます。

カフェインや食生活
の偏りは化学的スト
レスになる

飲食で口にするもの、呼
吸によって吸い込むものな
ど、体内に取り込むものが

体に負担をかけることを指
しています。

代表的なものは、タバコ、
カフェイン、砂糖です。こ
れらを摂りすぎると、スト
レスになります。食生活
の偏りもストレスとなりま
す。

パスタ、丼もの、パンな
どの炭水化物ばかりの食事
や、ダイエットを意識しす
ぎた野菜だけの食事もスト
レスになり、うつや自律神
経失調症につながるのです。

自律神経を整える
栄養素

自律神経を整えるには、
以下の栄養成分が有効だと
言われています。

《ビタミンA》
ビタミンAには、自律神
経を調整する働きがありま

す。

皮膚や粘膜を健康にする
手助けもするので、美肌作
りや風邪の予防にも欠かせ
ない成分です。ビタミンA
を多く含む食品には、豚肉
や牛肉、うなぎや卵などが
あります。

《ビタミンB》

ビタミンB群は、神経の
働きを正常に維持すると言
われています。

不足すると、イライラの
原因になります。また、ビ
タミンB群は、脳の神経伝
達物質の合成にも必要な栄
養素です。

精神を安定させるサポー
トも行うので、自律神経を
整えるために必要不可欠だ
と言えます。

ビタミンB1を多く含む食
品には、胚芽米や玄米など
の穀類や豚肉など。ビタミ
ンB6はレバー・マグロ・カ
ツオに多く含まれています。

《カルシウム》

イライラしていると、「カ
ルシウムが足りていないの
では？」などと言われるこ
とがありませんか。
その言葉通り、カルシウ

ムには神経の緊張や興奮を
抑える働きが期待できます。

カルシウムが不足すると、
精神的に不安定になってイ
ライラしてしまい、自律神
経のバランスを乱す原因と
なります。

カルシウムを多く含む食
品は牛乳や小魚ですが、実
は大根や小松菜などの野菜
類にも含まれています。

《食物繊維》

腸の働きを活発にするの
が食物繊維。腸の働きを高
めることによって、副交感
神経を優位にすることがで
きると言われています。

食物繊維の摂取によって、
副交感神経の働きを高めれ
ば、交感神経の働きを抑え
ることができるので、自律
神経のバランスを整えられ
ます。

食物繊維を多く含む食品
は、サツマイモやゴボウな
どの根菜類やキノコなどで
す。

食物繊維は、肌荒れの原
因になる便秘の改善にもつ
ながりますので、美容や健
康を意識している人には、ぜ
ひ、摂取して欲しい栄養成

分です。

心が軽くなる食べ方

■大切な人と食べる

心と身体に良い食べ方は、ゆっくりと食事を楽しんで、リラククスすることが大切です。

どんなによく噛んで食事に集中していたとしても、一人きりでつまらないと感じてしまったら、気持ちも健やかではありませんよね。

たまには、気の合う仲間や職場の同僚、大事な家族とお喋りをしながら、食事を愉しむことも大切なのです。

定期的に、大切な人たちと一緒に食事をする習慣を持つと、心の安定にも良いです。

■睡眠3時間前までに食事を済ませる

忙しいと、食事を取ることにすらままならず、床に就く人もいるかもしれませんが、きちんと食事の時間を取ることは、栄養面だけでなく、良質な睡眠にも効果的なのです。

食事を抜いてしまうと、消化によって副交感神経が優位になる時間が省かれるため、交感神経が優位のままで寝ることになります。

そうすると、体がリラククス出来ずに、すぐ寝つけなかつたり、浅い睡眠に悩む可能性もあります。

そのため、食事は寝る3時間前までに済ませておくと、リラククスした状態で寝ることが出来るのでおすすめです。

■朝食はきちんと食べる

朝の時間はバターバタと忙しくなりがちで、朝食を取らずに会社したりして、1日始める人も多いのではないのでしょうか？

「昼食の前に軽食をつまめばいいや」「ランチを早めに食べよう」と調整したつもりでも、朝食を抜くことで、体内のリズムはバランスを崩してしまいます。

体内リズムのバランスを崩すと、自律神経の乱れやホルモンバランスの崩れなどに繋がる可能性もあります。

朝食を食べることで、胃

腸を刺激し体内リズムを整えることが、自律神経のバランスを整えることにも繋がるのです。

朝食は、起きてから1時間以内に食べるのがベストです。

食物繊維や水分が豊富で、すぐにエネルギーになってくれるフルーツがおすすめです。

とくに、バナナは手軽に食べることが出来て、ハツピーホルモンである「セロトニン」の生成材料にもなるので、朝食には最適です。

バランスの良い朝食作りを心掛けることが、日々の中にリラククスを作り出すポイントになってくれます。

■心を安定させるアミノ酸

アミノ酸は、脳の中で情報を伝える役割をする神経伝達物質を作る働きをします。

現在、神経伝達物質には100以上の種類が存在し、その中でも、ドーパミン、セロトニン、ノルアドレナリンの3つが、心の健康と深く関係しています。

このドーパミン、セロト

ニン、ノルアドレナリンは、やる気や集中力、気持ちを安定させる働きがあり、これらがうまく機能しなくなると、うつ症状を起こすことがあります。

最近、ストレスで常にイライラや不安感を感じていると思う人はもしかしたら、神経伝達物質がうまく機能してない可能性があるのです、意識的にアミノ酸を取るように心掛けてみましょう。

《アミノ酸を多く含む食品》

【豆類】 あずき、きな粉、

高野豆腐、木綿豆腐

【乳製品】 牛乳、脱脂粉乳、

プロセスチーズ

【種実】 カシューナッツ、

ごま、落花生、ピ

スタチオ

【果実】 アボガド、キウイ

フルーツ、バナナ

【その他】 鶏卵、ピュアコ

コア

■心の安定を助けるミネラル

ビタミンと同様に、ミネラルもストレス抵抗力を高めるために、必要な栄養素です。

ミネラルもビタミンと同じように、いくつか種類が

ありますが、心の健康に必要なものとしてはカルシウム、マグネシウム、亜鉛の3種類になります。

カルシウムは、神経の興奮を抑え、安定させる効果があり、マグネシウムはビタミンB3やB6と同様に、セロトニンを合成を助ける効果があります。

そして、亜鉛は、神経伝達物質全般を合成に必須の栄養素となります。

《ミネラルを多く含む食品》

【カルシウム】

干しエビ、煮干し、ひじ

き、ごま、チーズ

【マグネシウム】

のり、わかめ、昆布、コ

コア

【亜鉛】

牡蠣、アワビ、レバー、

抹茶

私たちが生きる上で、絶対に必要な「食べること」

でなら、無理なく取り入れやすいのではないのでしょうか。

少し工夫してあげただけで、心に良い効果が期待できます。毎日の食生活の見直しをしてみてください。



郡山法人会「経営塾」第1回 例会開催

郡山法人会では「経営塾」と称し、企業経営者としての基礎知識、話す力、考える力について、ディスカッションやディベートを行うことにより実践経営力を身に付け、塾生間の相互啓発及び交流を通じ、企業を発展させ、経営者としての人づくり、異業種の仲間づくりを目的とした勉強会を実施している。

5月9日、ホテルハマツにおいて、今年度第1回目の例会は熊田耕治税理士に講師を依頼し、事業承継税制をテーマに開催した。

平成30年度税制改正の目玉である事業承継税制の特例のポイントは、事業承継の際の贈与税・相続税の納税猶予にあり、平成30年4月1日以降5年以内に特別承継計画を提出し、かつ10年以内に実際に承継を行う者に対し、抜本的な拡充が行われた。具体的には、①対象株式数上限の撤廃、②雇用継続要件の抜本的見直し、③対象者等の拡充、④経営環境変化に応じた減免措置、⑤相続時精算課税制度の適用範囲の拡大であるが、各項目の説明と共に、この制度のメリット・デメリットの解説をいただいた。

最後に、講師を交え塾生間で意見交換をし、例会を終えた。



第1回 経営塾例会



講師の熊田耕治 税理士

第1回 理事会開催

5月22日、平成30年度第1回理事会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。

初めに伊野勝彦会長、郡山税務署の男鹿匡子副署長にご挨拶をいただき議事へ入った。



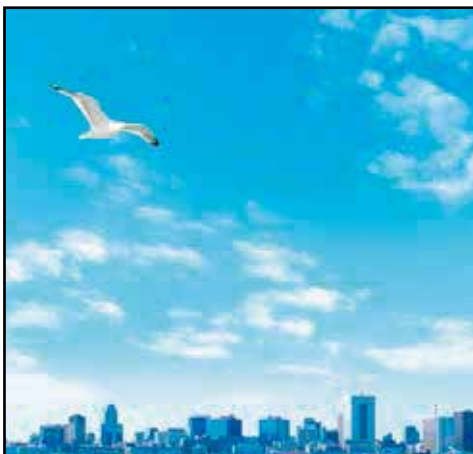
第1回 理事会



郡山税務署
男鹿匡子 副署長

決議事項では、平成29年度事業経過報告及び収支決算について事務局より説明を行い、異議なく承認され、第6回通常総会へ上程する。また、各表彰規程資格審査について、各表彰規程の説明及び対象者の報告があり、全員異議なく承認され、総会の席上で表彰を行う。

報告事項では、青年部会の幕田宙晃部会長、女性部会の阿部尋子部会長より現況、今後の活動について報告をした。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみなさまと共に歩んでまいりました。これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8
(富士火災郡山ビル3F) TEL 024-933-6211